

中央公園利用者様 各位

令和 5 年 3 月 24 日
中央公園事務所長 畠山勇人

県立中央公園スポーツゾーン内車両進入禁止と駐車禁止について

平素は中央公園施設をご利用下さり、誠にありがとうございます。

新年度を迎えるにあたり、スポーツゾーン内の歩行者用園路での通行と、ご利用時の車両の駐車につきまして、改めて基本的規則として遵守をお願い致したく、お知らせ致します。

これまでは、園路内への車両の侵入と、駐車について、利用者様の利便性を重視し、状況に応じて利用施設付近までの車両の侵入と駐車を許可して参りましたが、令和4年8月に、補助陸上競技場より東側の歩行者園路が更新されたことを機に、県の指導のもと、今後は、あくまで歩行者用園路としての利用に重点を置き、救急等緊急の場合や、大会等の他、施設利用の為に物品や道具類を運搬するのに車両の利用が必要とされる場合等を除き、歩行者用園路への侵入と駐車を禁止と致します。車両にて運搬した場合でも、運搬後はすぐに駐車場へ移動して下さい。尚、車両での運搬が必要な場合、利用申込時等、事前にお申し出の上、弊事務所より"通行許可証"をお受け取り下さり、車内ボンネット上に掲示の上、通行して下さい。

ご利用者様に於かれては、急なお願いとは思いますが、何卒ご理解の上、遵守下さいます様、よろしくお願い致します。